

独立行政法人 日本学生支援機構 中期目標・中期計画の概要

(平成16年4月～平成21年3月の5年間)

学生に対する支援、留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、国際的な相互理解の増進に貢献

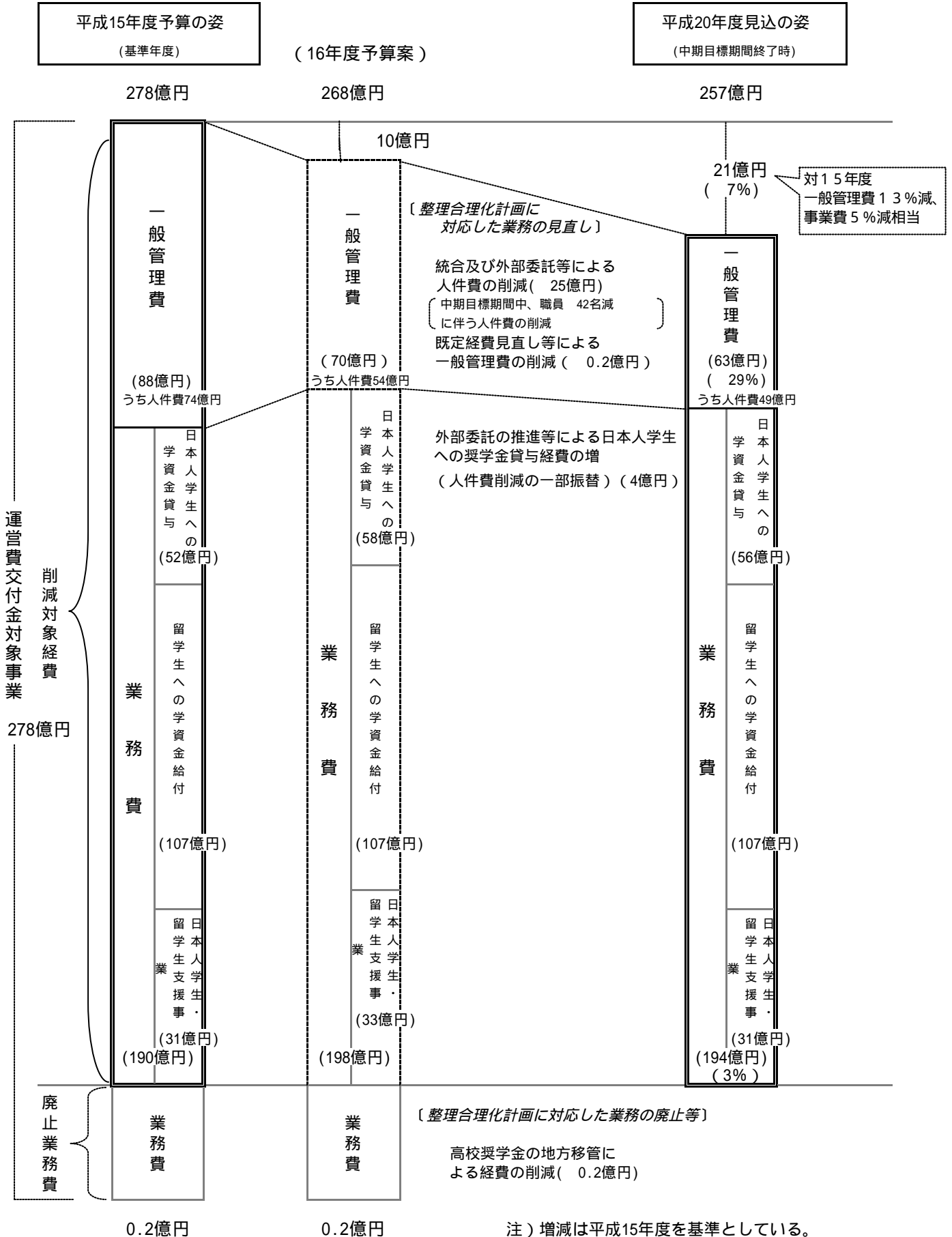
【業務運営の効率化】
 運営費交付金対象事業経費総額を対15年度予算で7%以上削減
 (一般管理費13%減、事業費5%減相当)

(一般管理費(人件費含む)を16年度予算を基準として10%以上削減
 事業費(学資金の貸与・支給事業を除く)を対前年度1%以上削減
 外部委託の推進等による人員の計画的削減(542人、500人、42人削減))

| 日本人学生への学資金貸与事業 | 留学生への学資金給付事業 | 学生支援事業 |
|--|---|---|
| <p>手続きの改善による申請から支給までの迅速化 〔平成15年度実績以上〕</p> <p>機関保証制度の導入による学生自立支援</p> <p>返還意識の涵養と滞納者に対する督促の強化</p> <p>3月以上の延滞債権(リスク管理債権)の貸付残高に占める割合の抑制 〔 %以下〕</p> | <p>手続きの改善による申請から支給までの迅速化 〔平成15年度実績以上〕</p> <p>厳正な選考、学籍管理等による外国人留学生の質の確保</p> <p>国費留学生、長期派遣留学生、私費留学生等学資金の円滑な支給</p> | <p>留学生宿舎の計画的整備及び入居者へのサービス向上 〔入居者満足度70%以上〕</p> <p>日本留学試験の適正な実施及び実施国、都市数の拡充 〔平成15年度実績以上〕</p> <p>学生のニーズに対応した日本語予備教育の実施 〔修了者満足度70%以上〕</p> <p>学生支援関連研修の実施 〔参加者満足度70%以上〕</p> <p>修学、進路選択、留学情報等の収集・提供等の充実</p> |

経費削減の全体像(日本学生支援機構)

金額については財務省と協議中であり、変更があり得る



員数については検討中であり、変更があり得る。

人員削減計画の内訳

平成15年度

平成16年4月
(独立行政法人移行時)

平成20年度
(中期目標期間終了時)

< 組織体制の検討・見直し >

・組織体制については、政策
企画委員会を設け、検討を
行い、見直しを図る

< 人員削減の具体的方策 >

整理合理化計画による削減
日本育英会支部業務廃止による
職員の削減
統合による業務見直しによる
職員の削減

公益法人改革による削減
統合による業務見直しによる
職員の削減

日本育英会

〔・日本人学生への奨学金の
貸与〕

423名

(財)日本国際教育協会
71名

(財)内外学生センター
98名

(財)国際学友会
44名

(財)関西国際学友会
10名

〔留学生宿舎の設置
・日本語予備教育
・日本留学試験 等〕

国

〔所掌事務
学生関連調査、教職員研修会等〕

4名

職員数 650名

本部

382名
(27名)

施設等

160名
(81名)

職員数 542名

【本部】
・事務の集中化等の効率化
による職員の削減
(約 30名)

【実施部門】
・業務の外部委託等による職
員の削減
(約 12名)

本部

約352名
(30名)

施設等

約148名
(12名)

職員数 500名

(108名)

(42名)

独立行政法人日本学生支援機構 中期目標・中期計画素案（未定稿）

| 中期目標（素案） | 中期計画（素案） |
|--|---|
| <p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> | <p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。</p> |
| <p>（前文）</p> <p>進学率の上昇による学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）においては、多様な学生サービスや留学生に対する支援の充実により、次代を担う優れた人材を育成することが求められている。</p> <p>このため、教育の重視と学生中心の大学等づくりや留学生施策における質の重視を進めつつ、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、国際的な相互理解の増進が図られなければならない。</p> | <p>（基本方針）</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、学資金の貸与、留学生等に対する奨学金等の支給等の経済的支援、留学生宿舍の整備・運営、交流事業その他の留学生交流推進業務、大学等に対する学生相談、キャリア形成支援等に資する情報収集・提供、専門的な研修等を行う。</p> <p>機構はこのような目的を達成するために、大学等の共同利用的な機関となるよう適切に大学等と役割分担を行いながら、国公私立大学等の学生に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担い、業務を遂行する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、我が国における学生支援の中核機関として、学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。</p> <p>以上を踏まえ、機構の中期目標を以下の通りとする。</p> | |
| <p>中期目標の期間</p> <p>機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。</p> | |
| <p>業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>（1）法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努め、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く。）に関しては、平成16年度予算を基準として中期目標期間中、その10%以上を削減すること。</p> <p>また、その他の事業費（学資金の貸与及び支給事業を除く。）について、中</p> | <p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の効率化</p> <p>（1）法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（人件費を含む。なお、公租公課を除く。）に関しては、平成16年度予算を基準として中期目標期間中、その10%以上を削減する。</p> |

期目標期間中、毎事業年度、対前年度1%以上の削減を図ること。

以上により、運営費交付金対象事業経費に関しては、平成15年度予算を基準として中期目標期間中、その7%以上を削減すること。

(2) 外部委託等の推進

業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託等の推進を図ること。

特に留学生宿舎の管理運営については、外部委託により、運営の効率化を図ること。

また、その他の事業費(学資金の貸与及び支給事業を除く。)について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度1%以上の削減を図る。

以上により、運営費交付金対象事業経費に関しては、平成15年度予算を基準として、中期目標期間中、その7%以上を削減する。

(2) 外部委託等の推進

学資金貸与業務について

学資金貸与・返還業務の本部一元化、集中処理のため中期目標期間中に基幹業務の電算化を計画的に推進し、単純大量業務を中心に費用対効果の高い部門から作業の外部委託を進める。

特に返還請求業務においては、中期目標期間中に、リレー口座加入率の改善、電話督促等による外部委託の計画的拡大等(平成15年度実績以上)を推進し、特にリレー口座加入率を中期目標期間中に80%以上とする。

留学生宿舎等の管理運営について

機構が整備・保有する学生交流会館、留学生会館の管理運営については、住環境の整備充実及び国際交流等の拠点としての意義付け、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託することとし、併せて中期目標期間中に固定経費5%以上の節減を図る。

その他の学生支援業務について

学生支援情報の管理及び大学への効果的・効率的な提供のため、新たな電算

プログラムの効率的開発を行い、速やかに運用を開始する。

また、外国人留学生支援事業をより効果的、効率的に実施する観点から事業実施のメニュー化を進める。その場合、全ての関連事業について参加者からのアンケート調査等による事業評価を行い、大学等関係機関の意見をも徴しながら、スクラップ・アンド・ビルドによる個別事業の充実を図る。

2 組織の効率化

(1) 適切な組織体制の構築等

業務執行が最も効率的・効果的に行えるよう、適切かつ柔軟な組織体制の構築及び職員配置を図ること。

また、地方支部で実施する業務の執行体制についても必要に応じ見直しを図り、効率化・体系化を図ること。

(2) 適切な人事管理

2 組織の効率化

(1) 適切な組織体制の構築等

理事長の下に政策的、専門的、実務的観点から提言を行う政策企画委員会を設置する。また、広範多岐に渉る業務を機動的、総合的に掌理するために、企画・総合調整、業績の評価・分析、情報公開、危機管理対応等の機能を特に充実する。

本部においては、その機能を企画・立案及び管理的機能に重点化し、業務処理の電算化、費用対効果をベースとした外部委託の推進等により合理的、効率的・効果的業務管理を進め、本部職員の計画的縮減を図る。

一方、支部においては、大学や地域のニーズ、実情に即したきめ細かな良質のサービスを提供する地域ブロック拠点としての機能の拡充を進めるため、適正な管理の下で支部に対して本部の権限の移譲を行う。

(2) 適切な人事管理

| | |
|--|---|
| <p>職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力向上を図ること。</p> | <p>明確な「採用基準」の設定と採用後のキャリアパスの整備、公正で納得のいく人事評価と処遇制度の導入、能力・適正に応じこれらを伸張するための研修機会の確保、民間を含む広範な分野・関連組織との積極的な人事交流を行う。また、幹部職員への女性登用など幅広い人材の活用を図る。</p> <p>これら人事基本計画の具体化目標を早急に設定する。</p> |
| <p>3 評価</p> <p>業務の全般について、自己点検や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営等の改善を図ること。</p> | <p>3 評価</p> <p>(1) 評価マニュアルの策定</p> <p>中期目標、中期計画及び年度計画の進捗状況を適切に評価し、その結果を業務の改善に活かすため、分析・評価・改善のサイクルに関するマニュアルを策定する。</p> <p>そのため、分析・評価のそれぞれについて業務分野ごとの事項・観点・評価方法を定め、年度ごとに見直し改善する。</p> <p>(2) 自己評価・分析の実施</p> <p>業務全般の適切な自己評価・分析を円滑に実施できるよう、事務組織等を整備し、自律的な評価・改善を図る。</p> <p>また、支部には公聴モニターの機能を持たせ、絶えず大学等のニーズに即した業務の充実を図る。</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>(3) 外部評価の実施</p> <p>外部有識者により構成する評価を行う委員会を設置する。評価の結果は、ホームページ等において国民に分かりやすい形で公表する。</p> <p>これらの措置により、評価の客観性や業務運営の透明性を確保し、効率的・効果的な事業の実施に向けた改革・改善への取組を図る。</p> |
| <p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 共通的事項</p> <p>(1) 透明性及び公平性の確保</p> <p>機構が学生及び留学生等への各種の支援業務を実施するに当たっては、手続きの透明性及び公平性の確保を図るため、適切な審査基準及び審査体制等を整備すること。</p> | <p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通的事項</p> <p>(1) 透明性及び公平性の確保</p> <p>学資金の貸与及び返還業務については、法令に基づき公正な審査基準を定め、手続きの簡略化、審査のコンピュータ処理など客観的な事務処理方法の開発、推進を図り、一層適正な運用を行う。留学生等に対する支給業務についても、こうした措置に準じた対応を行う。</p> <p>審査基準等については、透明性を維持する観点から常に公表できるよう情報公開の内容や方法を工夫するとともに、社会経済状況や大学、学生等からの支援業務に対する意見等を反映したものとなるよう基準、体制等の見直し、改善を行う。</p> |

(2) 広報活動の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する広報活動を充実すること。

(3) 情報公開の推進

事業全般にわたり、適切な情報公開を行うこと。

(2) 広報活動の充実

広報手段を紙媒体中心から、ホームページの充実、メールマガジン、ウェブ検索・申込み手続きなど電子媒体中心に移行し、必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備する。

広報の対象を分類し、それぞれに適合した情報、伝達手段を有機的、効果的に活用できる方法を開発する。

その場合、マス媒体の活用やリターンコールの徹底、学生・留学生へのきめ細かな相談・問い合わせへの対応に留意する。

組織内部の情報把握とデータ管理、上記情報公開機能の支援などのインフラ整備とともに、広報人材の育成を行う。

支部においては、モニター機能の導入・充実により公聴・広報の充実を図る。

(3) 情報公開の推進

業務全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、個人情報保護に関する関連法令等に留意しながら情報公開基準を明確に定め、これを公開する。

そのため、理事長の下に情報公開並びに業務の公正、明解さ保持のためのマニュアルを策定・管理する事務組織を整備するとともに、職員の啓発研修を

2 学資の貸与その他援助

学生等への学資金貸与事業については、教育の機会均等及び優れた人材の育成という観点から、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、以下のよ
うな点に留意し、実施すること。

(1) 情報提供の充実

学資金貸与機会の拡充の観点から、貸与する学資金の種類、貸与条件等につ
いて、インターネット等による情報提供を充実すること。

(2) 申請手続きの改善等

申請手続きの改善等により、大学等及び学生等の学資金貸与申請等に係る事
務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、大学等からの推薦等受付
から採用決定等までの所要日数を平成15年度の実績以下とすること。

充実する。

2 学資の貸与その他援助

(1) 情報提供の充実

在学する学校等と連携し、貸与する学資金の種類、貸与の条件等について、
広く学生等に周知するとともに、ホームページにおける閲覧も可能とするなど、
情報提供の充実を図る。この際、ホームページにおける必要な情報の更新は、
1週間以内に行う。

(2) 申請手続きの改善等

手続きの簡略化、コンピュータ処理など事務処理方法の開発、推進を図ること
などにより、奨学生の申請から交付決定までの所要日数を15年度実績以下
とする。また、採用後の「異動」・「継続」・「返還誓約」等に関する審査・情報
処理業務の簡素化、合理化により大学、学生等の申請等事務負担を軽減する。

(3) 機関保証制度の導入

学生等の自立を支援する観点から、連帯保証人及び保証人の制度に加えて、機関保証制度を導入すること。なお、その運用に当たっては、人的保証制度との選択制とすることを基本とするとともに、保証料の水準や支払方法等に配慮するなど、奨学生の経済的負担等に対する教育的配慮を十分行うこと。

(4) 返還意識の涵養と督促の強化

学資金貸与事業は、返還金をその原資としていることから、学資金の貸与を受けている者等に対し、事業の意義や返還の重要性について、教育的指導を行うこと。また、返還が滞っている者に対する督促を強化するとともに、必要に応じ早期に適切な法的措置を講ずること。

(3) 機関保証制度の導入

適切な保証機関を確保することにより、平成16年度新規学資金貸与者から機関保証制度を利用することができるようにする。

保証機関は、主要業務として 保証審査管理、 保証料・保証残高管理、保証履行管理及び 求償権回収管理並びに 計数管理を行う。これに対して機構は、そのうち ~ について保証機関との連携を密にしながら基本設計・詳細設計・開発テストを行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。

大学、学生等に対して機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解を促すことによりその普及を図る。

(4) 返還意識の涵養と督促の強化

奨学金返還モラルの涵養のため、教育指導の充実を図ることとし、創意工夫のある教材の開発や大学等への広報活動を推進する。

返還金の滞納債務者に対してはその債権分類基準に基づき債務者の実情把握に努め、外部委託の拡大を含む効率的、効果的な電話督促を一層強化するとともに、債務者の生活実態等を踏まえて早期の法的措置を含む現実的かつ実効ある対応を行う。

| | |
|--|---|
| <p>(5) 返還猶予・免除制度の適切な運用</p> <p>優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除をはじめ、学資金の返還の猶予・免除については、対象となる者の基準を明確なものとするとともに、運用に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。</p> | <p>(5) 返還猶予・免除制度の適切な運用</p> <p>優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除をはじめ、学資金の返還の猶予・免除の決定に関しては、不公平感を醸成することのないよう基準の公正、明解な運用等を図るため、できるだけ具体的かつ明確な適用基準を含む関係規程を早急に整備し、公表・周知を図る。また、対外的な説明責任を明確にするため、結果についての情報公開等による適切な措置を講じる。</p> |
| <p>3 留学生等への学資の支給その他の援助</p> <p>(1) 留学生の質の確保への留意</p> <p>留学生等への学資金の支給その他の援助は、厳正な選考及び大学等との連携を図ることにより、留学生の質の確保に留意して行うこと。</p> <p>(2) 申請手続きの改善等</p> <p>申請手続きの改善等により、大学等及び留学生等の学資金支給申請等に係る事務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、申請から支給までの所要日数を平成 1 5 年度実績以下とすること。</p> | <p>3 留学生等への学資の支給その他の援助</p> <p>(1) 留学生の質の確保への留意</p> <p>留学生への学資金の支給その他の援助については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、支給する留学生の質の確保に留意して行う。</p> <p>(2) 申請手続きの改善等</p> <p>申請項目の見直し等事務の簡素・合理化や事務処理の外部委託による電算化を行い、申請から支給までの所要日数を 1 5 年度実績以下とする。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化</p> <p>国費留学生制度及び長期留学生派遣制度等に係る学資金支給業務については、国や大学等と連携を図り、円滑な支給を行うこと。</p> <p>(4) 私費留学生に対する支援の充実</p> <p>私費による留学生等に対し、大学等における学習を奨励するため、学資金の給付等の経済的な支援を行うこと。また、学生交流の推進を図るため、大学間交流協定に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流について、学資金の給付等の経済的な支援を行うこと。</p> <p>(5) 医療費補助の見直し</p> <p>医療費補助については、国民健康保険制度との適切な役割分担を図る観点から、事業の実施方法等について見直しを行うこと。</p> | <p>(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化</p> <p>国や大学等との連携を密にしながら、大学配置、学籍管理等の情報管理を適切に行うほか、支給事務の合理化を図りつつ、円滑な支給を行う。</p> <p>(4) 私費留学生に対する支援の充実</p> <p>私費外国人留学生の経済的支援のため、学習奨励費の支給を行う。また、大学間交流協定や大学間コンソーシアムによる短期留学の推進のため、奨学金の給付等の支援を行う。</p> <p>(5) 医療費補助の見直し</p> <p>留学生の医療補助の実情等を踏まえて、国民健康保険加入資格のない滞在1年未満の短期留学生に配慮しつつ、補助対象者や補助額の見直しを行う。</p> |
| <p>4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等</p> <p>(1) 計画的な施設整備</p> <p>適切な改修等により施設機能の維持向上を図るとともに、長期的視点に立ち計画的に施設整備を行うこと。</p> | <p>4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等</p> <p>(1) 計画的な施設整備</p> <p>全国的な宿舍ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舍提供の取組等に関する実情調査を行い、長期的な整備計画を検討する。</p> <p>当面は、既存の老朽化した宿舍の計画的整備を重点的に行うこととする。</p> |

(2) 入居者に対するサービスの向上等

留学生宿舎における入居者へのサービスの向上や相談・カウンセリング等を充実するとともに、留学生宿舎を拠点とした地域との交流事業を推進すること。

その際、入居者にアンケートを行い、70%以上の者から「満足だった」との評価を得ること。

(3) 留学生宿舎建設等への助成

(2) 入居者に対するサービスの向上等

宿舎運営に当たっては、管理業務の受託業者を留学生等のニーズに適切に対処できるよう配慮して選定し、きめこまかな良質のサービスを提供する。

その際には、入館者の日常的な生活相談等に適切に応えるサービスを向上させることとし、地域の実情に応じてボランティア等を含むこれらのサービス人材を確保し、中期目標期間中に会館には最低1名を配置する等充実を図る。

会館等を有効に活用する観点から、地域ボランティア等との連携・協力による質的に充実した多様な国際学生交流プログラムや地域住民、地方自治体との共催による地域交流プログラムを企画・実施する。

地域交流事業などの拠点としての役割を強化するため、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等一般の様々な活動施設として提供し、併せてその稼働効率を向上させる。各会館における年間稼働率を16年度比で中期目標期間中平均25%向上させる。

入居者に施設利用満足度調査を実施して70%以上「満足」との回答を得ることとし、また、調査から得た意見・要望結果をサービス向上に生かす。

上記活動に関する事例集の作成を行い、大学等・地方自治体・関係諸団体に提供する。

(3) 留学生宿舎建設等への助成

| | |
|--|---|
| <p>留学生のための低廉かつ良質な宿舍の確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舍の建設等に対し、助成を行うこと。</p> | <p>地方公共団体等から申請があった場合には機動的に対処できるよう体制の整備を進める。</p> <p>留学生の宿舍ニーズ、各地域の住宅や家主の状況、大学・地方自治体・民間企業等の協力の実情等を総合的に考慮して低廉で良質な宿舍を効率的に確保できるよう「指定宿舍事業」の見直し、改善を行う。</p> |
| <p>5 日本留学試験の実施</p> <p>(1) 試験の質の向上等</p> <p>本留学試験は、国内外において一斉に実施され、多くの大学が留学生の入学者選抜の一環として利用しているものであり、試験の公平性や信頼性を確保し、適正に実施すること。特に、良質の問題を作成するため、問題作成の体制の整備を図ること。</p> <p>(2) 利活用の拡大</p> <p>我が国への留学希望者にとって利用しやすい試験となるよう、海外の実施国・都市の数を15年度実績(9か国・12都市)以上とすること。また、本試験を利用した渡日前入学許可が拡大するよう、大学等に対する広報等を充実すること。</p> | <p>5 日本留学試験の実施</p> <p>(1) 試験の質の向上等</p> <p>得点等化・標準化、海外実施の場合の複数問題準備、試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に引き続き努める。また、出題後の問題分析、利用大学の改善意見の聴取、日本語教育センターとの連携強化等、試験問題の質の向上のための方策を具体化する。</p> <p>(2) 利活用の拡大</p> <p>日本留学試験の海外の実施国・都市の数を平成15年度実績以上とする。</p> <p>大学等への広報活動の充実等を工夫し、渡日前の大学等入学許可の件数を60大学を目標にその拡大を図る。</p> <p>留学試験の利活用に関する広報を推進するとともに、留学フェアの機会や支部の機能を活用して計画的に情報提供、利用促進を図る。</p> |

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

学生のニーズ等を適切に踏まえ、教育内容や教育方法の改善を進めること。その際、修了者にアンケートを行い、教育内容等について、70%以上の者から「満足している」との評価を得ること。

(2) 日本理解の促進

将来、日本と各国との友好促進のリーダーとなりうる人材の育成を目指し、教育の一環として、日本人各層との交流等を通じ、日本の文化、事情等の日本

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

国費留学生のほか、政府派遣留学生、国際機関、公的な奨学団体等からの奨学生及び私費留学生を広く受け入れ、質の高い教育を提供する。また、準備教育課程を希望する学生、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生、基礎教科の予備教育を希望する学生等の受入れ等に配慮する。

予備教育の質の向上のため、教材開発、進路別・能力別クラスの編成、施設整備の充実等を図る。また、国費留学生の教育に当たっては、少人数教育の実施、基礎教科の選択制の導入を図るため必要な措置を講ずる。その際、修了者にアンケートを行い、教育内容等について、70%以上の者から「満足している」との評価を得る。

海外の高等教育機関及び予備教育機関等との連携、指導、協力を促進するため、外国人日本語教員の現場研修、教授法・カリキュラムの指導・助言及び教材の提供等活動の質的向上を図る。

(2) 日本理解の促進

日本人各層との交流事業として、本校の留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイへの積極的参加を推

理解を促進すること。

進ずる。

7 留学生交流推進事業

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

留学生交流推進のため、留学情報センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供、相談の充実を図るとともに、ホームページの内容の充実を図り、留学に関する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成15年度実績以上とすること。また、「日本留学フェア」の開催、事務所の設置など海外における情報提供・相談機能の強化を図ること。

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

留学情報センターについては、その利用の拡大を図るため、開館時間の延長や利便性の高い場所での相談活動の実施等により、活動の充実を図る。また、本部とのネットワークを密にインターネットによる学生及び大学等に対する情報提供機能を高める。その際、留学に関する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成15年度実績以上とする。

海外留学情報と併せて現地での入学案内等を総合的に提供するサービス機関として、海外事務所を増設する。

その際には、元日本留学生や日系企業の広報スタッフ等現地での適材を確保するよう工夫する。

「日本留学フェア」の開催都市を増加するなど大学の留学生確保の機会の拡充を進める。その場合、特に日本への留学生の少ない地域の中から対象地域を選んで、重点的に留学情報の提供を行う。

東京国際交流館の国際交流拠点としての機能の一層の活性化、様々な活動、行事のための利用率を高めるため、利用料金の見直しや周辺施設との協働等経営的発想を強化し収支相償となるよう経営効率を改善向上させる。中期目標期

| | |
|--|---|
| <p>(2) 国際的なセミナー等への支援の充実</p> <p>国際的なセミナー、シンポジウム等の開催等に対する支援の充実により、留学生交流の推進を図ること。</p> <p>(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実</p> <p>留学生交流の意義を高めるため、元留学生のデータベースの作成等により、留学生の帰国後のフォローアップを充実すること。</p> | <p>間中に年間稼働率を平成 1 5 年度比で倍増する。</p> <p>(2) 国際的なセミナー等への支援の充実</p> <p>外国人留学生の適切な就労、居住環境に関する理解促進、地域ボランティア活動を通じた地域との交流、国際セミナー等様々な事業を企画・実施する民間団体等への支援を推進する。</p> <p>国内外の大学等教育機関と共同して様々な専門分野について意見を交換し、また交流親善を図るなど開発途上国の開発人材養成への協力を行う国際交流セミナー等の取組みを支援する。</p> <p>(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実</p> <p>母国で教育、学術研究等に携わる帰国外国人留学生に対して、再来日して出身大学等で研究の機会を与え、留学効果の向上を図る支援プログラムを推進する。</p> |
| <p>8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供</p> <p>(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実</p> <p>大学等において学生支援業務を担当する教職員に対するテーマ別研修会を全国又は地区毎に開催するとともに、研修内容の充実を図ること。その際、各研</p> | <p>8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供</p> <p>(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実</p> <p>大学等学生支援担当教職員に対するスキルアップ研修の内容を充実するため、体系的なプログラムを開発し、関係機関とも連携して以下の研修会を全国</p> |

修会の参加者にアンケートを行い、70%以上の者から「有意義だった」との評価を得ること。

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実

転学、就職、ボランティア活動、メンタルヘルスなど、学生等の修学、進路選択、心身の健康等に関する情報・資料の収集・提供等の充実を図ること。

又は地域ごとに効果的に実施する。また、各研修会の参加者にアンケートを行い、70%以上のものから「有意義だった」との評価を得ること。

1. 学生指導関連の研修会
2. 学生相談関連の研修会
3. 就職指導関連の研修会
4. 修学指導関連の研修会
5. 留学生交流関連の研修会

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実

学生等の多様な学習需要に対応し、各大学等間での学生の移動が円滑に行えるよう大学等の転学（転部）に関する情報の登録システムを開発し、運用を開始する。

カウンセリング、キャリアガイダンス技術などに関する指導能力、職員の資質向上にかかる大学等の取組みを支援するために、関係機関の協力を得ながら、専門的人材の機構での登録や派遣システムの開発を進める。

大学等におけるインターンシップ推進等キャリア形成支援のための地域ブロック支部による企業・大学間の連絡・調整、関係団体との連携による全国ネットワーク組織の構築、ボランティア活動推進のための地域組織との連携システム等の開発・実施などの取組みを推進する。

学生支援に関する有益な活動事例等の情報を効率的・効果的に収集し、各

大学等に対して、提供できるよう、機構は全国規模の支援情報データベースの構築、ITによる全国ネットワーク整備等の基盤整備を計画的に推進する。

学生の就職機会均等の確保と就職指導の充実を図るため、学生支援業務担当教職員及び企業の採用担当者を対象とする就職ガイダンスを全国規模で年2回開催する。この際参加者に対しアンケートを行い、70%以上のものから「有意義だった」との評価を得る。

学生支援を効率的、効果的に行う方法として、地域単位で大学が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生支援組織（コンソーシアム）形成の動きがあるものについては、機構は支部を拠点にこうした動きに対する支援を積極的に行う。

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

国の施策等に反映させるため、学生及び留学生等の生活費や収入状況、民間等の奨学金事業の実施状況等に関し、調査研究を行うこと。また、調査研究の成果については、広く公開すること。

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

(1) 学生の生活実態等に関する調査研究の実施

国の施策等に反映させるため、学生（留学生を含む。）の生活費や収入状況等の生活実態、学生奨学事業の実情、学生カウンセリング・インターンシップ・ボランティア活動の実例、大学間等学生交流・国際学生交流に関する大学、関係団体等の企画・実施の状況、海外における日本留学ニーズの状況に関する基礎調査を行う。

学生支援に関する内外の調査・研究機関・大学・民間大学との連携を強化

し、情報入手のチャンネルの拡大や迅速化を図るとともに、共同研究を推進するなどして活動の深化を図る。

(2) 学籍簿管理に関する調査研究の実施

学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理については、引き続き国・大学等と連携・協議しながら、関連システム整備に関する調査、研究を進める。

(3) 心身に障害を持つ者等への支援方策に関する調査の実施

心身に障害を持つ者の高等教育への進学、高齢者を含む生涯学習人口の増加に対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、学会や専門の大学等と連携しながら支援情報の蓄積(データベース構築を含む。)を行う他、地方ブロック支部に非常勤のモニターを配置する等、広く新分野のニーズの発掘、調査を含む対応を進める。

10 その他附帯業務

高校生等に対する学資金の貸与事業については、平成17年度入学生からは都道府県において事業が実施されることから、都道府県に対する技術的援助、助言、情報提供などを適切に行うこと。

10 その他附帯業務

(1) 高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施

高校生等に対する奨学金の貸与・返還のモデルシステムの開発を行い、希望する都道府県に提供する。また、事務担当者を対象とする技術的助言等を行う

| | |
|--|--|
| | <p>ための説明会等を主催するなどして、平成17年度以降の都道府県による高校奨学金事業が円滑に開始できるよう協力する。</p> <p>(2) 学生の旅客運賃割引証に関する業務の円滑な実施を行う。</p> |
| <p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 外部資金の確保等 寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図ること。</p> <p>(2) 管理業務における固定経費の節減 管理業務については、節約を行うとともに、効率的な業務運営を行うこと等により、固定経費の節減を図ること。</p> <p>(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施</p> | <p>予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 外部資金の確保等 寄付金の戦略的な募集、有効な活用策を総合的に進める基本方針の策定を行い、広報活動と連動しながら具体的な事業、活動を日常的に展開する。 当面は、元奨学生の友好団体、民間奨学団体、留学生支援団体等との連携を密に会員組織の拡大や様々なキャンペーン活動計画を策定し、実施する。</p> <p>(2) 管理業務における固定経費の節減 既存業務のスクラップを含む大胆な見直しを行う他、情報化の推進及び外部委託の拡大等運営管理業務の合理化、縮減を進め、会館等の効率的な施設運営を計画的に実施すること等により、事業実施に必要な事務経費等の固定経費を当初比で %節減する。</p> <p>(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施</p> |

学資金学資金の貸与事業については、債権の適切な管理を行うとともに、中期目標期間中の貸付金の回収率を高め財務基盤の健全性を図ること。また、これまでの回収実績等を踏まえ、適正な貸倒引当金を計上すること。

(4) リスク管理債権の割合の抑制

中期目標期間末において、貸付残高に占めるリスク管理債権(3月以上の延滞債権)の割合を %以下とする。

学資金返還者の滞納状況等に配慮した的確な返済計画の策定、助言・指導により回収効率を向上させるため、機構が定める債権分類基準の不断の見直し等を行うほか、架電督促等業務の外部委託の拡大(平成15年度実績以上)、延滞債権管理システムの整備等返還金回収の体制を一層強化・充実する。

貸倒引当金については、「リスク管理債権」に分類される延滞3月以上の滞納者の今後の推移を的確に把握するほか、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

(4) リスク管理債権の割合の抑制

中期目標期間末において、貸付残高に占めるリスク管理債権(3月以上延滞債権)の割合を %以下とする。

(5) 収支5カ年計画を次の通り定める。

< 検討中 >

短期借入金の限度額

< 検討中 >

| | |
|--|---|
| | <p>重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>< 検討中 ></p> <p>剰余金の使途</p> <p>< 検討中 ></p> |
| <p>その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。</p> <p>(2) 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理業務の改善を図る。</p> | <p>その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1)</p> <p>< 検討中 ></p> <p>(2) 期初の常勤職員数 5 4 2 人を中期目標末までに 5 0 0 人（ 4 2 人削減）とする。</p> |